

核燃料物質使用変更許可申請書の補正の記載に関する方針

2021年6月11日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

開発試験棟

(1) 開発試験棟において、更新により不要になるキャビネットの廃棄方法を明確にすること。

(回答)

更新により不要になるキャビネットの廃棄方法については、NR対象物又は放射性固体廃棄物に分別して廃棄します。

具体的な廃棄の方法については、添付資料-1の「23. 廃棄施設」のうち、「23.3 放射性固体廃棄物」に以下の記載を追加します。

開発試験棟で解体撤去する設備・機器等は、放射性廃棄物でない廃棄物（以下「NR対象物」という。）又は放射性固体廃棄物に分別する。

NR対象物は、「原子力施設における『放射性廃棄物でない廃棄物』の取扱いについて（指示）」（平成20年経済産業省原子力安全・保安院）を参考として適切に廃棄する。

濃縮工学施設

(1) 濃縮工学施設での設備・機器の解体・撤去について、六フッ化ウランを流通した設備・機器の内部に六フッ化ウランが残っていないことを明確にすること。

(回答)

六フッ化ウランを流通した設備・機器については、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収しているため、設備・機器の内部には、六フッ化ウランは残っていません。

設備・機器の内部に六フッ化ウランが残っていない旨を参考資料の「1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法」のうち、「(2) 解体・撤去する設備の概要」に以下の記載を追加します。

OP-2カスケード設備については、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収したのち、窒素ガスパージにより系統内の六フッ化ウランを除去している。

OP-2UF₆処理設備を構成するコールドトラップ等のウラン回収機器についても、真空排気により六フッ化ウランをシリンダに回収したのち、窒素ガスパージにより系統内の六フッ化ウランを除去している。

濃縮工学施設

(2) 汚染した設備・機器の解体における化学毒性対策（フッ化水素）を明確にすること。

(回答)

汚染した設備・機器の解体における化学毒性対策（フッ化水素）については、設備・機器の解体や撤去の実績を踏まえて行います。

具体的な化学毒性対策（フッ化水素）については、参考資料の「1. 解体・撤去する設備の概要及び解体・撤去の方法」のうち、「(3) 解体・撤去の方法」のうち、「3) 汚染のある設備・機器等の解体・撤去」のうち、「② 核燃料物質に汚染した設備・機器等の解体・撤去について」に以下の記載を追加します。

汚染した設備・機器等の解体・撤去は、使用変更許可を受け、これまでセンターの使用施設で行ってきた遠心機等の設備・機器の解体や撤去の実績を踏まえて行う。また、機器・配管の開放した個所は、適時フッ化水素検知管にてフッ化水素が検出されないことを確認した後に実施する。

解体用グリーンハウス内での解体・撤去は、タイベックスーツ、全面マスク（念のためフッ化水素用フィルタ装着）等を着用して、工具等を用いて分解・取り外し、ロータリーバンドソー、チップソー等の機械的切断装置による切断を基本とする。

その他

記載の適正化として、以下の補正申請を行います。

① 濃縮工学施設の使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所を示した図について、本文と整合を図った凡例の名称に変更します。

<対象図面>

- ・別冊-2 の図-(2)-6-2、図-(2)-6-7、図-(2)-6-9 及び図-(2)-6-10
- ・参考資料の図-1、図-2、図-3 及び図-4

以上